

国土交通省東北地方整備局における対策

平成 24 年 2 月
国土交通省東北地方整備局

1. 既に講じている対策

(1) 事務所契約締結権限の拡大

【従 来】分任支出負担行為担当官（以下「事務所」という。）における契約締結権限（金額）が制限されているため、発注本数の増加による発注事務の遅れが懸念される。

↓

【現 在】被災エリア内事務所の契約締結権限を特例的に拡大し、発注の効率化及び発注までの手続きの迅速化を図る。

(2) 工事規模の拡大に伴う発注標準の配慮

【従 来】復旧・復興事業の本格化に伴い事業量が増加する中、効果的に事業を展開し、技術者不足に対処するためには、各々の工事規模を拡大する必要がある。一方で、工事規模の拡大は、発注標準等級の上昇を招くため、従来当該等級の工事を受注していた地域精通度の高い事業者が受注できなくなるというミスマッチが生じることが懸念される。

↓

【現 在】一般土木工事のうち技術的難易度の低いものについては、発注標準上位等級への参入を可能とすることで事業者の受注機会の確保を図る。

農林水産省東北農政局における対策

平成 24 年 2 月 14 日
農林水産省東北農政局

1. 既に講じている対策

(1) 事業（務）所契約締結権限の拡大について

【従 来】分任支出負担行為担当官（以下「事業所」という。）における契約締結権限（金額）が制限されているため、発注本数の増加による発注事務手続きの遅れが懸念される。

↓

【対策後】災害復旧工事を所掌する事業所の契約締結権限（金額）を特例的に拡大し、発注の効率化及び入札契約手続きの迅速化を図る。

(2) 発注規模の拡大について

【従 来】小規模な案件で入札不調が多く発生している。

↓

【対策後】今後発注する工事については、工事 1 件当たりの発注規模を可能な限り拡大する。

併せて、入札参加要件の緩和、並びに発注標準の弾力的運用の措置をとる。

岩手県における対策

平成 24 年 2 月
岩手県

1. 既に講じている対策

(1) 現場代理人の兼務（平成 23 年 10 月 28 日以降入札公告）

【従 来】現場代理人については、原則として工事現場に常駐。

↓

【現 在】一定の基準を満たす場合は、2 件の工事で現場代理人を兼務できる。

(2) 入札参加申請が 1 者の場合の入札取りやめの見直し（平成 23 年 11 月 21 日以降公告）

【従 来】入札参加者が 1 者であった場合は、原則として入札を取り止め再公告。

↓

【現 在】入札取り止め再公告の規定を見直し、入札参加者が 1 者であっても入札執行を行う。

2. 今後講じることとしている対策

(1) 発注単位の拡大及び工期算定の柔軟な対応

【現 状】工事箇所をまとめて発注する場合でも、標準工期日数により工期を設定している。

↓

【対策案】発注等級別区分の上限内で工事箇所をまとめて発注する。

施工箇所が概ね 1km 以上離れている工事を合冊して発注する場合は、標準工期日数に合冊する 1 工事毎に 25 日（準備・後片付け期間）を加算できる。

（→平成 24 年 2 月以降公告からの導入予定）

宮城県における対策

平成 24 年 2 月
宮城県

1. 既に講じている対策

(1) 契約事務手続きの簡素化・迅速化（平成 23 年 6 月～）

1) 総合評価落札方式

【従 来】発注額 5 千万円以上については、施工計画等の提案を求める簡易型（施工計画型）や標準型（施工計画型・技術提案型）を適用していた。

↓

【現 在】施工計画等の提案を省略した「特別簡易型（実績重視型）」を導入し、発注額 3 億円までの災害復旧工事について適用可能とし、応札者の業務量を軽減するとともに、開札から落札決定までの迅速化を図った。

2) 低入札価格調査

【従 来】調査基準価格を下回り数値的判断基準（失格判断基準額）をクリアした場合、入札価格の妥当性等について履行能力確認調査を実施していた。

↓

【現 在】災害復旧工事については、特例として誓約書の提出により履行能力確認調査を省略するものとし、応札者の業務量を軽減するとともに、開札から落札決定までの迅速化を図った。

(2) 現場代理人の常駐義務緩和（平成 23 年 6 月～）

【従 来】請負額に関係なく、常駐を義務づけていた。

↓

【現 在】同一部所が発注・監督する請負額 2 千 5 百万円未満の災害復旧工事について、2 件の工事間で兼務できるものとした。
※現場代理人不在時に工事現場の運営・安全管理等を行う連絡員を配置する条件あり

(3) 地域要件の拡大方法緩和（平成 23 年 12 月～）

【従 来】一般競争入札において一者応札又は応札者なしとなった場合について、事業所の所在地条件を県内から県外まで順次拡大して再度発注していた。

↓

【現 在】応札者なしの場合の再度発注について、事業所の所在地条件をい

ち早く県外まで拡大するとともに、同様の工事(業種・等級)を発注する際には当初から県外まで拡大して発注できるようにした。さらに再度発注に際し、一般競争入札から指名競争入札・随意契約への移行方法を策定した。

2. 今後講じることとしている対策

(1) 大規模工事におけるJV制度の活用

【現 状】膨大な箇所数となる災害復旧事業等については、発注の効率化等の観点からロットの大型化により、受注者には高度な技術力や施工能力が求められる。

↓

【対策案】復旧・復興工事に特化した県内企業と県外企業とのJV制度（復興JV）の活用拡大に向けた運用基準を検討する。

（→平成24年4月からの導入に向けて検討中）

(2) 下位等級業者の活用

【現 状】膨大な箇所数となる災害復旧事業等については、発注の効率化等の観点からロットの大型化により、最上位等級業者への発注が大半となる。

↓

【対策案】下位等級業者の上位等級金額帯への入札参加(食い上がり)方法等について検討する。

（→平成24年4月からの導入に向けて検討中）

(3) 契約事務手続きの簡素化・迅速化

【現 状】平成24年6月以降「特別簡易型（実績重視型）」を導入し、応札者の業務量を軽減するとともに、開札から落札決定までの迅速化を図った。

↓

【対策案】同方式の適用額を発注額3億円から5億円まで拡大し、さらに簡素を図る。

（→平成24年4月からの導入に向けて検討中）

(4) 詳細な発注見通しの公表

【現 状】発注見通は4月と10月の半年毎に公表している。

↓

【対策案】四半期毎及び年間の発注予定を公表し、受注者の体制確保と計画的な入札参加の促進を図る。

（→平成24年4月からの導入に向けて検討中）

福島県における対策

平成 24 年 2 月
福島県

1. 既に講じている対策

(1) 契約事務手続きの簡素化・迅速化（平成 23 年 3 月～）

【従 来】災害復旧工事については、発生直後については随意契約により実施し、経過後については、随意契約、条件付一般競争入札などで実施していた。

↓

【現 在】災害復旧工事については、施設が被災している限り安全度が低下しており緊急を要する工事であることから経過後であっても随意契約により実施。（災害復旧工事完了まで随意契約とする予定）

(2) 企業の手持ち工事及び技術者データの収集（平成 23 年 7 月～）

【従 来】随意契約の見積人の選定に関しては CORINS 等を活用していた。

↓

【現 在】CORINS では小規模工事の手持ち工事数や配置技術者が把握できないため、県（土木部）独自に見積合わせの際に企業の手持ち工事数及び技術者名簿データを提出してもらい、見積人選定の参考とした。（下位ランク企業の活用・下請状況確認等）

(3) 現場代理人の常駐義務緩和（平成 23 年 11 月～）

【従 来】各々の工事の予定価格が 2,500 万円未満で一定の要件を満たし「各々の工事が同種工事の場合」現場代理人の常駐義務を緩和していた。

↓

【現 在】「各々の工事が同一区分内」であれば、常駐義務を緩和できることとした。※
同一区分：土木系工事、建築系工事の 2 区分

(4) 公募型随意契約（平成 23 年 12 月～）

【従 来】災害復旧工事については、施設が被災している限り安全度が低下しており緊急を要する工事であることから随意契約により実施。見積人は発注者が選定。

↓

【現 在】予定価格が 5 億円以上となる大規模災害復旧工事については、見積の相手方を公募。なお、同時に大規模災害復旧工事における県独自の共同企業体要綱も策定。（迅速性のほかに透明性・公正性・競争性も確保）

(5) 公募型随意契約の特定ＪＶ（平成２３年１２月～）

【従 来】通常工事の特定ＪＶの構成員については、構成員の地域内外の組み合わせは特に設けていなかった。

↓

【現 在】大規模災害復旧工事の特定ＪＶについては、代表構成員を県内企業に限定し、その他の構成員については、県内企業または県内に委任先のある県外企業とし、地域外の技術力・労働力等を活用することとした。（県内企業を最大限活用するとともに地域外企業も有効活用）

(6) 県、市町村、建設関係団体との連絡協議会（平成２３年１２月～）

【従 来】発注者協議会を設けていたが、受注者側は構成員にしていなかった。

↓

【現 在】市町村の入札不調も相当数発生していることから、全県的な入札不調対策を図る目的で「福島県建設工事復旧・復興地方（本庁）連絡協議会」を設立し、受発注者間の情報共有、情報交換を図ることとした。

2. 今後講じることとしている対策

(1) より詳細な発注見通し及び長期的な発注見通し（平成２４年２月予定）

【従 来】発注見通しの公表は四半期毎に実施している。

↓

【現 在】発注見通しの公表を内容の変更がある都度（概ね１ヶ月程度を想定）に発注見通しを更新するとともに年間の発注見通しを公表する。（年間発注量を公表することにより企業経営面（雇用調整等）からの入札不調対策を図る）

仙台市における対策

平成 24 年 2 月
仙台市

1. 既に講じている対策

(1) 契約事務手続きの簡素化・迅速化（平成 23 年 4 月～）

【従 来】 予定価格により、一般競争入札又は指名競争入札で発注。一般競争入札については、内容により総合評価一般競争入札を実施。

↓

【現 在】 災害復旧工事については、指名競争入札又は随意契約で発注。総合評価一般競争入札は適用しない。低入札価格調査を簡素化。

(2) 現場代理人の常駐義務緩和（平成 23 年 6 月～）

【従 来】 いずれの工事についても、現場代理人は原則常駐としていた。

↓

【現 在】 請負代金額が 2,500 万円（建築一式の場合は 5,000 万円）未満の工事同士については、いずれかの現場に常駐すればよいこととした。

(3) 競争入札参加資格の臨時登録（平成 23 年 7 月～）

【従 来】 競争入札参加資格を持たない者の補充登録については、年に 2 回の登録と定め、行っていた。

↓

【現 在】 必要な場合には臨時登録ができるよう制度を改正し、7 月に臨時登録を実施した。

(4) 入札参加者数の緩和（平成 23 年 8 月～）

【従 来】 指名競争入札において、初度及び再度の入札参加者が 1 者のみの場合は、当該入札を中止し、指名替えをして別途入札を行っていた。

↓

【現 在】 指名競争入札において、再度の入札参加者が 1 者のみの場合でも、当該入札を実施することとした。

(5) 地域要件の拡大（平成 23 年 8 月～）

【従 来】 市内本店業者の登録数が指名基準を満たさない場合を除き、市内本店業者を指名

↓

【現 在】 一部工種において、不調になった場合は、市内に営業所を有する業者を指名

(6) 発注ロットの大型化（平成23年8月～）

【従 来】原則各工事（設計ごと）発注



【現 在】不調になった場合は、同じ工種の複数の工事をまとめて発注

(7) 指名登録工種の拡大（平成23年12月～）

【従 来】登録されている4種の工種のうち、第1位の工種を優先して指名



【現 在】一部工種において、第1位に登録している業者以外からも指名